

# 重 要 事 項 説 明 書

作成日 年 月 日

## 1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 ニーノコーポレーション
代表者名	二之湯 哲
所在地	愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑223番地 TEL (0587) 93-7833
法人の理念	互いを敬い 和を以て業を成す
介護保険 関連の事業	グループホームはなえくぼ扶桑 グループホームはなえくぼひぐみ

## 2. ホーム概要

ホーム名	グループホームはなえくぼ江南																								
ホームの目的	認知症によって要介護状態となった利用者に対し家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話をすると共に、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営めるよう支援する。又、地域社会の一員として最後まで尊厳を持って生活できるよう支援することを目的とする。																								
ホームの運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。</li> <li>・個別の介護計画を作成することにより、利用者とその家族が必要とする適切なサービスを提供する。</li> <li>・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</li> <li>・適切な介護技術を以てサービスを提供する。</li> <li>・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</li> </ul>																								
介護予防および 介護度進行予防に 関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までの生活スタイル等のアセスメントに務める。</li> <li>・介護計画を作成するにあたり利用者の自己決定を重視する。</li> <li>・今できていることを、次もできるような援助をする。</li> </ul>																								
ホームの管理者	二之湯 哲																								
開設年月日	平成16年 3月 15日																								
保険事業者指定番号	2373600424																								
所在地	〒483-8409 江南市小杣町長者毛西132 TEL (0587) 52-3808 FAX (0587) 52-3807																								
交通の便	名鉄犬山線江南駅下車 車にて約8分 草井小学校南側																								
居室の概要	一人部屋 南館9室 北館9室 概ね6帖																								
供用施設の概要	<p>【南館】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">多目的室</td> <td style="width: 33%;">1</td> <td style="width: 33%;">トイレ</td> <td style="width: 33%;">3</td> <td style="width: 33%;">洗面脱衣室</td> <td style="width: 33%;">1</td> </tr> <tr> <td>L.D.K</td> <td>1</td> <td>浴 室</td> <td>1</td> <td>洗濯室</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>【北館】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">多目的室</td> <td style="width: 33%;">1</td> <td style="width: 33%;">トイレ</td> <td style="width: 33%;">4</td> <td style="width: 33%;">洗面脱衣室</td> <td style="width: 33%;">1</td> </tr> <tr> <td>L.D.K</td> <td>1</td> <td>浴 室</td> <td>1</td> <td>洗濯室</td> <td>1</td> </tr> </table>	多目的室	1	トイレ	3	洗面脱衣室	1	L.D.K	1	浴 室	1	洗濯室	1	多目的室	1	トイレ	4	洗面脱衣室	1	L.D.K	1	浴 室	1	洗濯室	1
多目的室	1	トイレ	3	洗面脱衣室	1																				
L.D.K	1	浴 室	1	洗濯室	1																				
多目的室	1	トイレ	4	洗面脱衣室	1																				
L.D.K	1	浴 室	1	洗濯室	1																				
敷地概要	敷地面積：1057m <sup>2</sup>																								
建物概要	<p>【南館】構造：木造平屋建 延床面積：265m<sup>2</sup></p> <p>【北館】構造：木造平屋建 延床面積：276.2m<sup>2</sup></p>																								
防災設備・避難設備	消防器各館2箇所 各居室及び廊下に煙探知機 スピーカー設備 避難出口南館2箇所 北館3ヶ所 非常持出用品各館1式																								

### 3. 職員体制

- ① 管理者 1名（常勤介護職と兼務）
- ② 主任計画作成担当者 介護支援専門員 1名（常勤・介護職と兼務）  
計画作成担当者 1名（常勤・介護職と兼務）
- ③ 介護従業者 12名以上

### 4. 勤務体制

日中の体制	常勤換算3人／ユニット	7：00～21：00
夜間の体制	1人／ユニット	21：00～ 7：00

5. 利用定員 18名 (南館9名 北館9名)

### 6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・外出、外泊の際には、事前に届け出用紙を記入の上提出下さい。
- ・面会の際には、面会簿にご記入下さい。（面会時間10：00～16：00）
- ・むやみに他の入居者の居室に入らないようにお願いします。
- ・所持品持ち込みの際には、職員にお知らせ下さい。
- ・施設内でのペットの飼育はお断りいたします。

### 7. 利用料金

#### 【介護保険サービス費】

項目	要件	単位数
基本報酬 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）	要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	749/日 753/日 788/日 812/日 828/日 845/日
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	要介護1～5 利用者に対する日常的な健康管理 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整 看取りに関する指針の整備 訪問看護ステーションと24時間の連携体制	37/日
協力医療機関連携加算Ⅰ	相談診療を行う体制を常時確保している 協力医療機関と連携している	100/月
初期加算	入居後30日間 退所後3か月以降に再入所されてから30日間 (認知症高齢者生活自立度ⅢIVMの方は1か月)	30/日
看取り介護加算1 看取り介護加算2 看取り介護加算3 看取り介護加算4	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日前日および前々日 死亡日	72/日 144/日 680/日 1,280/日

サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ  ※年単位で見直します	介護福祉士70%以上配置 勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置 介護福祉士60%以上配置 介護福祉士50%以上配置 常勤職員75%以上配置 勤続7年以上勤務者30%以上配置	22/日 18/日 6/日
認知症専門ケア加算Ⅰ 認知症専門ケア加算Ⅱ	実践リーダー研修終了者配置 実践リーダー研修及び 指導者研修終了者配置	3/日 4/日
科学的介護推進体制加算	科学的介護情報を提出し活用する	40/月
認知症対応型入院時費用	病院または診療所への入院時	246/日 (6日限度)
退居時相談援助加算	退所後居宅サービスを利用する際 必要な助言・情報提供を行う	400/回
退居時情報提供加算	医療機関へ退居となった場合に 必要な情報提供を行う	250/回
介護職員待遇改善加算Ⅰ 介護職員待遇改善加算Ⅱ ※年単位で見直します	1月の単位数合計の18.6% /月(端数四捨五入) 1月の単位数合計の17.8% /月(端数四捨五入)	

※ 1 単位は 10.27 円です（1 円未満は切り捨て）。

※自己負担の割合は介護保険負担割合証に応じます。

※認知症専門ケア加算は認知症高齢者生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mの場合加算されます。

※看取り介護加算は、退居後に亡くなった場合でも、死亡日を含め 45 日以内に当ホームにて看取り介護を行った場合は、その日数分が加算されます。

看取り介護加算は死亡月にまとめての算定となります。退所した翌月に亡くなつた場合には、退所月分の看取り介護加算の自己負担分をご請求致します。

### 【その他の料金】

介護保険対象外の サービスに係る費用 (希望される場合のみ)	理美容代…実費 介護用品…ホーム内の物を使用する場合は実費 行楽等の交通費・入場料・娯楽費…実費 その他個人に係る物…実費
部屋代	45,000円／月
食材費	40,000円／月
光熱水道費	16,000円／月
管理費	25,000円／月

※礼金として入居時に 126,000 円お支払い頂きます。（退居時返金無し）

※月途中での入退居の場合、部屋代、食材費、光熱水道費はご利用日数に応じてのお支払となります。

（部屋代 1,500 円／日、食材費 1,300 円／日、光熱水道費 530 円／日）

※2泊3日以上の入院・外泊の場合、食材費のみ差し引いてご請求いたします。

但し外泊初日と帰設日の食材費はご負担頂きます。

※利用料金の振替手数料として 110 円／回をご負担頂きます。

※光熱水協力費として 4,000 円／月をご負担いただきます。（日割りなし）

## 8. 協力医療機関

協力医療機関名	正翔会クリニック
所 在 地	〒483-8339 江南市飛高町栄272番地 TEL (0587) 81-8126 FAX (0587) 81-8216
提携の概要	主治医として定期的な診察、急な病変に対する指導
訪問看護ステーション	はるか訪問看護ステーション
提携の概要	定期的な訪問看護と職員への看護指導 主治医との連携及び看取り対応

## 9. 医療連携体制

可能な限り生活を継続できるように24時間にわたる医療連携体制を整えます。

- ・利用者に対する日常的な健康管理（週1回の往診に伴う連携・連絡）
- ・通常時及び利用者の状態悪化時における主治医との連絡・調整、必要な看護、介護指導
- ・看取りにおける看護及び対応

### 《重度化対応・終末期ケア対応指針》

#### ①目的

利用者が病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、なじみの関係での生活を維持し、本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるよう、医療関係者・家族等と協力して対応していきます。

#### ②重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断を基本とします。

主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他

#### ③基本的な姿勢

病状が重度化した利用者、あるいは人生の終末期の利用者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごしができ、ホームでの生活が継続できるように、そしてホームで最期をむかえられるように最大限の対応をします。

#### ④医療連携

##### ・主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院の医療とも連携していきます。その間の部屋代、光熱水道費及び管理費はご負担下さい。

##### ・訪問看護ステーションとの連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、利用者が苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていきます。

##### ・薬剤師など地域の多様なサービスとの連携

がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師との連携を進めます。また、歯科医師との連携、栄養士（訪問栄養指導）との連

携など、必要に応じて多様な専門職との連携で対応します。

#### ⑤家族等の信頼・協力関係

ホームでの重度化・終末期対応を行っていくためには、家族等との信頼・協力関係は欠かせません。家族等といっしょになって利用者本人が満足できるような看取りの支援をしていきます。

#### ⑥職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めています。また、家族等の意向を重視した密な連携をもつことができるよう努めています。

### 10. サービス内容に関する苦情・相談

- 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、ホーム内に受付窓口を設置し、受け付けた苦情・相談を検討委員会に報告し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。
- 外部の苦情申し立て窓口も以下に記載いたします。

ホーム内苦情相談窓口	担当者：二之湯 哲（受付）午前11時～午後5時
外部苦情申立機関	愛知県国民健康保険団体連合会『苦情処理委員会』 TEL (052) 971-4165 (カガナイヨウウコ)
江南市介護相談窓口	江南市 ふくし部 介護保険課 TEL (0587) 54-1111

### 11. 事故報告

- ①介護サービス中に事故が生じた場合、速やかに以下の各機関に事故の内容を報告いたします。

代理人・身元引受人	
江南市介護保険係	〒483-8701江南市赤童子町大堀90 ふくし部介護保険課

- ②事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をとります。

- ③賠償すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。

\*全国G H協 総合補償制度に加入

### 12. 非常災害対策

- 防火管理者が消防計画及び消防計画を策定し、利用者を交えての避難訓練、通報訓練、その他必要な訓練、備品の整備等を定期的に行います。
- 地域との連携を図り、非常災害時の避難をスムーズに行えるようにします。

### 13. 秘密の保持

皆様から知り得た情報についてはかたく秘密を守ります。ただし、以下の場合に限り、利用者及び利用者代理人の同意を得て情報提供致します。

- ①事業所が行うサービス担当者会議、関係医療機関、及び他の介護サービス事業

- 所の介護支援専門員や担当者に、利用者の有する問題点や解決すべき課題について共有するため。
- ②運営推進会議や外部評価、ホームの便り等、利用者の生活の質の向上を図るために必要な場合。

#### 14. 身体拘束の報告

原則的に身体拘束は行いません。しかし、緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合には、本人、家族、各専門職で十分検討し同意を得ます。その後経過観察記録をつけ隨時再検討し改善に努めます。

#### 15. サービス情報の公開

- 当事業所のサービス情報については、愛知県の情報公表システムにより確認できます。（年1回更新・第三者評価はなし）
- 外部評価機関による外部評価については、WAMNETで公表します。  
(年1回評価実施・更新)

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名  代筆者  (続柄 )	住所
身元引受人氏名	住所

説明者氏名